

## 憲法に違反し無効な安全保障法制法の廃止を求める決議

本年9月19日未明、自衛隊法等の10法を一括して改正する「平和安全法制整備法」及び新法である「国際平和支援法」が成立した（以下本決議においてこれらを「安保法制法」と総称する。）。安保法制法は、日本が武力攻撃を受けていない場合でも一定の要件の下に自衛隊の出動を認め（集団的自衛権）、PKO活動をはじめとする自衛隊の海外での活動を地理的、内容的に拡大させるものである。

安保法制法は、憲法第9条に違反する。日本国憲法は、前文において「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」立場を宣明し、第9条において、戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否認を定めるなど、徹底した平和主義の立場に立つ。上記の内容の安保法制法が、憲法第9条に反することは明らかである。

政府による安保法制法の提案制定は、立憲主義に違反する。集団的自衛権の行使が憲法第9条のもとでは認められないことは、歴代の内閣自身が堅持してきた憲法解釈である。日本弁護士連合会、全国の弁護士会、弁護士会連合会が、繰り返し、集団的自衛権の行使や安保法制法案の違憲性を指摘し、大多数の憲法学者も違憲であるとの立場をとり、憲法学者ら、元最高裁長官、元内閣法制局長官もその違憲性について発言してきた。従って、安保法制法は、現行憲法における一般的解釈によれば違憲である可能性が極めて高いものであることを、政府も明白に承知していたと考えられるが、政府は、憲法所定の改正手続をとらないままに、安保法制法案を国会に提出し、成立させた。このような手法は、憲法により政府の行為を規制し、権力者による人権侵害を抑止するという立憲主義原理を踏みにじるものである。

安保法制法案に対して、国民の反対の声や慎重な審議を求める声が多く出されていた中で、衆議院、参議院いずれにおいても審議を尽くさないまま、採決が行われ、安保法制法は成立した。安保法制法の制定の過程は、民主主義、国民主権に背馳するものである。

安保法制法は、憲法に違反するものであるから、憲法第98条第1項により無効である。

近畿弁護士会連合会は、国会に対して、安保法制法を廃止する立法措置を行うよう求め、政府に対して、安保法制法の規定を適用した措置をとらないよう求める。

近畿弁護士会連合会は、基本的人権の擁護、社会正義の実現という弁護士の使命に鑑み、当連合会管内の弁護士会はじめ全国の弁護士会、日本弁護士連合会とともに、上記措置の実現に向けて力を尽くす。

以上のとおり決議する。

2015年(平成27年)11月27日

近 畿 弁 護 士 会 連 合 会

## 提 案 理 由

安保法制法は、本年9月17日に参議院特別委員会で、同19日には参議院本会議で、それぞれ強行的な採決により成立した。

安保法制法は、これまで政府が40年以上にわたって行使できないと解釈してきた集団的自衛権の行使を認め、PKO活動をはじめとする自衛隊の海外での活動を飛躍的に拡大させるものである。

安保法制法は、昨年7月1日の閣議決定による憲法第9条の解釈変更を受けて制定されたのであるが、憲法第9条の規範内容に極めて重大な変更を加えるものであり、憲法第96条による改正手続を経ないでこのような法律を制定することは、立憲主義及び憲法第9条に違反し、到底許されるものではない。

当連合会を構成する全弁護士会は、これまで、繰り返し会長声明や意見書等で閣議決定の違憲性を指摘し、安保法制法の成立に反対してきた。法律専門家団体として立憲主義違反、憲法違反の法律を制定させないために、街頭宣伝、集会、パレードなどにも取り組んで社会に訴えてきた。日本弁護士連合会とともに、当連合会以外の弁護士会連合会や全国の弁護士会も安保法制法の成立に反対して活発な活動を展開した。全国の大多数の憲法学者や元長官を含む元最高裁裁判官、歴代の元内閣法制局長官を含む法律専門家が、安保法制法の違憲性を訴えて成立に反対してきた。

国会での審議が進むにつれて、安保法制法の問題点が次々と明らかとなり、連日数千人以上の市民が国会周辺を取り巻いて、安保法制法に対する反対の意思を表明するまでになり、全国各地で毎日のように数千人規模の集会やパレードが繰り広げられた。安保法制法に反対する市民の声は、世代を越えて全国に大きく広がったのである。

安保法制法成立の直前、参議院では、9月15日に中央公聴会、翌16日には横浜で地方公聴会が開催されたが、そこでも多数の意見は、安保法制法の問題点を指摘して反対を表明するものであった。

ところが、それら市民の反対意見について何らの検討を加えることもなく、それら意見を全く無視して、参議院は強行的に審議を打ち切り、安保法制法を成立させたのである。特に特別委員会での採決は、「発言する者多く、議場騒然、聴取不能」と速記録に記載されるほどの混乱の中で行われたもので、そもそも委員会採決自体が成立したのかすら疑問と言わざるを得ない。

安保法制法制定の過程は、実体的にも手続的にも、民主主義を破壊し、国民主権を蹂躪するものである。

憲法違反の安保法制法は、国会で可決されたとしても、違憲の法律であることに変わりはない。

大会において、憲法違反の安保法制法を適用せず、これを廃止することを求める近畿弁護士会連合会の総意を確認し表明するため、そして、それらの措置の実現に向けて当連合会が力を尽くす決意を表明するため本決議を提案する。

以 上